

文京共創フィールドプロジェクト実施要綱

2022 文企企第号令和4年4月 日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、スタートアップ企業、大学等（以下「団体等」という。）による、区の区域内（以下「区内」という。）における先進的・画期的な技術等を活用した事業、実証事業等の取組（以下「提案事業」という。）に対して、区が団体等の事業実施に向けた支援を行うことにより、地域課題や社会的課題の解決を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 区は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 団体等が実施する、地域課題や社会的課題の解決に資する先進的・画期的な技術等の社会実装に向けた実証事業等を支援する事業（以下「行政連携サポート」という。）
- (2) 団体等が実施する、地域課題や社会的課題の解決に資する先進的・画期的な技術等の社会実装に向けた実証事業等に対し、ガバメントクラウドファンディングにより区が寄附を募り、当該事業に係る費用の一部を助成し、支援する事業（以下「資金調達サポート」という。）

(対象者)

第3条 区が実施する行政連携サポート及び資金調達サポート（以下「本事業」という。）の対象となる者は、法人格を有する団体等又はこれらに準ずると区長が認める団体等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体等の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (2) 適切な会計処理が行われていること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としていないこと。
- (4) 役員又は使用人が文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団関係者（同条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は当該者と密接な関係を有する者を含む。）でないこと。
- (5) 過去に区又は他の行政機関から助成等を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(提案事業の要件)

第4条 行政連携サポートの対象となる提案事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区内で事業を実施し、地域課題や社会的課題の解決を図る内容であること。
- (2) 先進的・画期的な技術等に基づく事業等であること。

2 資金調達サポートの対象となる提案事業（以下「助成対象事業」という。）は、前項に規定する要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次条に規定する助成対象経費が100万円以上のもの（第8条第1項に規定する寄附額の結果を基に、同項に規定する資金調達サポート対象事業の内容を変更する場合を除く。）
- (2) 第7条第1項に規定する申請を行った日の属する年度に、同一内容にて区の他の補助金等又は他の行政機関による補助金等の交付を受け、又は受ける予定がなく、かつ、当該年度の3月末日までに提案事業の目標が達成する見込みがあるもの

- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる提案事業は、本事業の対象から除くものとする。
- (1) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を図ることを目的とする事業
 - (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
 - (3) 調査又は研究のみを目的とする事業
 - (4) 法令等若しくは公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあり、又は反社会的勢力等に関わる者の関与がある事業
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が対象とすることが適当でないと認めた事業（資金調達サポートの助成対象経費）

第5条 資金調達サポートによる助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費（第7条第5項に規定する採択を行った日から、その日の属する年度の3月末日までに支払われるものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 自社内で直接実施が困難な場合における研究機関その他外部への委託に要する経費
- (2) 当該助成対象事業の実施に直接使用され、又は消費される資材等の購入又は製作に要する経費
- (3) 当該助成対象事業の実施に直接使用される機器等のリース・レンタルに要する経費
- (4) 技術指導の受入れや調査分析・検証に要する経費
- (5) 産業財産権の出願等に要する経費
- (6) 当該助成対象事業の実施に係る直接人件費（当該実施のために雇用したアルバイト、パート等に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該助成対象事業の実施に必要があると区長が認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費から除くものとする。

- (1) 開業資金、運転資金等の助成対象事業の実施に直接関わりのない経費
- (2) 飲食費、交通費、雑費その他の間接費
- (3) 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が適切でないと認めた経費（行政連携サポートの採択）

第6条 行政連携サポートの採択を受けようとする団体等は、所定の期日までに、区が指定する方法により文京共創フィールドプロジェクト（行政連携サポート）申請書兼同意書（別記様式第1号）に提案事業の内容が分かる書類を添えて区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、別に設置する文京共創フィールドプロジェクト審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、行政連携サポートの対象としての提案事業の採択の可否を決定する。

3 区長は、前項の規定により行政連携サポートの対象として提案事業の採択を行うことが適当であると認めたときは文京共創フィールドプロジェクト（行政連携サポート）採択通知書（別記様式第2号）により、適当でないと認めたときは文京共創フィールドプロジェ

クト（行政連携サポート）不採択通知書（別記様式第3号）により、第1項の規定により申請した団体等に通知するものとする。

（資金調達サポートの採択）

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等は、所定の期日までに、区が指定する方法により文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）申請書兼同意書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 団体等概要届出書
- (2) 実施計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 団体等の定款、規約、会則等の写し
- (5) 法人登記簿謄本
- (6) 団体等の直近の納税証明書（法人事業税、法人住民税）等
- (7) 団体等の直近の財務諸表等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする団体等が申請時に法人格を取得していないときは、同項第5号に掲げる書類の提出を要しない。この場合において、当該団体等は、法人格の取得後、所定の期日までに当該書類を区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする団体等が設立後間もない等の理由により同項第6号及び第7号に掲げる書類を有しないときは、これらの書類の提出を要しない。この場合において、当該団体等は、これらの書類に代わる書類として区長が必要があると認めた書類を提出しなければならない。

4 第1項の規定により申請することができる回数は、1会計年度において、1団体等につき1回限りとする。

5 区長は、第1項の規定による申請があったときは、審査会の意見を聴いた上で、資金調達サポートの対象としての提案事業の採択の可否を決定する。

6 区長は、前項の規定により資金調達サポートの対象として提案事業の採択を行うことが適当であると認めたときは文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）採択通知書（別記様式第5号）により、適当でないとき文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）不採択通知書（別記様式第6号）により、第1項の規定により申請した団体等に通知するものとする。

7 第5項の規定により資金調達サポートの対象として提案事業の採択を受けた団体等（以下「資金調達サポート採択団体等」という。）は、助成対象経費について、独立した会計帳簿により経理を処理し、領収書等の証拠書類については、助成対象経費以外のものと明確に区別しておかなければならない。

（助成金の額）

第8条 助成金の額は、前条第5項の規定により資金調達サポートの対象として採択された提案事業（以下「資金調達サポート対象事業」という。）に充てることを指定して行われた寄附の額（以下「寄附額」という。）の範囲内で、資金調達サポート採択団体等が支出した助成対象経費の額とする。

2 寄附額の集計は、区が定める期間内に行われた寄附を対象とする。

(助成金の交付申請)

第9条 資金調達サポート採択団体等は、前条第2項に規定する期間が経過した後、寄附額について助成金の交付を受けようとするときは、所定の期日までに、文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）助成金交付申請書（別記様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) 実施計画書

(2) 収支計画書

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査の上、助成金を交付することが適当と認めるときは助成金の交付額を決定し、文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）助成金交付決定通知書（別記様式第8号）により、適当でないとき又は文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）助成金不交付決定通知書により、当該申請をした団体等に通知する。

2 区長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の規定による助成金の交付決定に際し、条件を付することができる。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた団体等（以下「助成団体等」という。）は、文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）助成金交付請求書（別記様式第9号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。

(事業の変更等)

第12条 第6条第2項の規定により行政連携サポートの対象として提案事業の採択を受けた団体等（以下「行政連携サポート採択団体等」という。）又は資金調達サポート採択団体等は、提案事業の内容を変更し、又は提案事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、区と協議の上、文京共創フィールドプロジェクト変更等承認申請書（別記様式第10号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは文京共創フィールドプロジェクト変更等承認通知書（別記様式第11号）により、適当でないとき又は文京共創フィールドプロジェクト変更等不承認通知書（別記様式第12号）により、行政連携サポート採択団体等又は資金調達サポート採択団体等に通知する。

(実績報告)

第13条 行政連携サポート採択団体等は、採択された提案事業が終了したときには、速やかに当該事業の実績が分かる書類を区長に提出しなければならない。

2 助成団体等は、資金調達サポート対象事業が完了した日から30日以内又は助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）実績報告書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 事業収支報告書

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

(助成金の額の確定)

第14条 区長は、前条第2項に規定する実績報告に係る書類を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）交付額確定通知書（別記様式第14号）により助成団体等に通知する。

(助成金の清算)

第15条 助成団体等は、前条の規定により助成金の額の確定があったときは、区長に文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）清算書（別記様式第15号）を提出し、当該助成金を清算しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第16条 区長は、助成団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文京共創フィールドプロジェクト（資金調達サポート）助成金交付決定取消通知書（別記様式第16号）により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときにおいても適用があるものとする。

(経理関係書類の整理及び保存)

第18条 助成団体等は、資金調達サポート対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類等について整理し、かつ、助成金の交付が完了した日の属する会計年度の終了後5年間これらを保存しなければならない。

(取得財産の管理)

第19条 助成団体等は、助成金の交付を受けて取得した設備（以下「取得財産」という。）について、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 助成団体等は、取得財産について、助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数が経過している場合は、この限りでない。

2 前項の規定により承認を受けて助成団体等が行った取得財産の処分により助成団体等に収入があり、又はあると見込まれるときは、区長は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(報告、調査等)

第21条 区長は、必要があると認めるときは、行政連携サポート採択団体等に対して採択

された提案事業の実施状況について口頭若しくは文書により報告を求め、又は関係者に質問することができる。

- 2 区長は、必要があると認めたときは、資金調達サポート採択団体等に対して資金調達サポート対象事業の実施状況、助成金の収支等について口頭若しくは文書により報告を求め、又はその事務所に立ち入り、帳簿書類を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(通則)

第22条 助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)によるものとする。

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項については、企画政策部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。